

障害児を対象とする通学支援事業（令和7年度モデル事業）

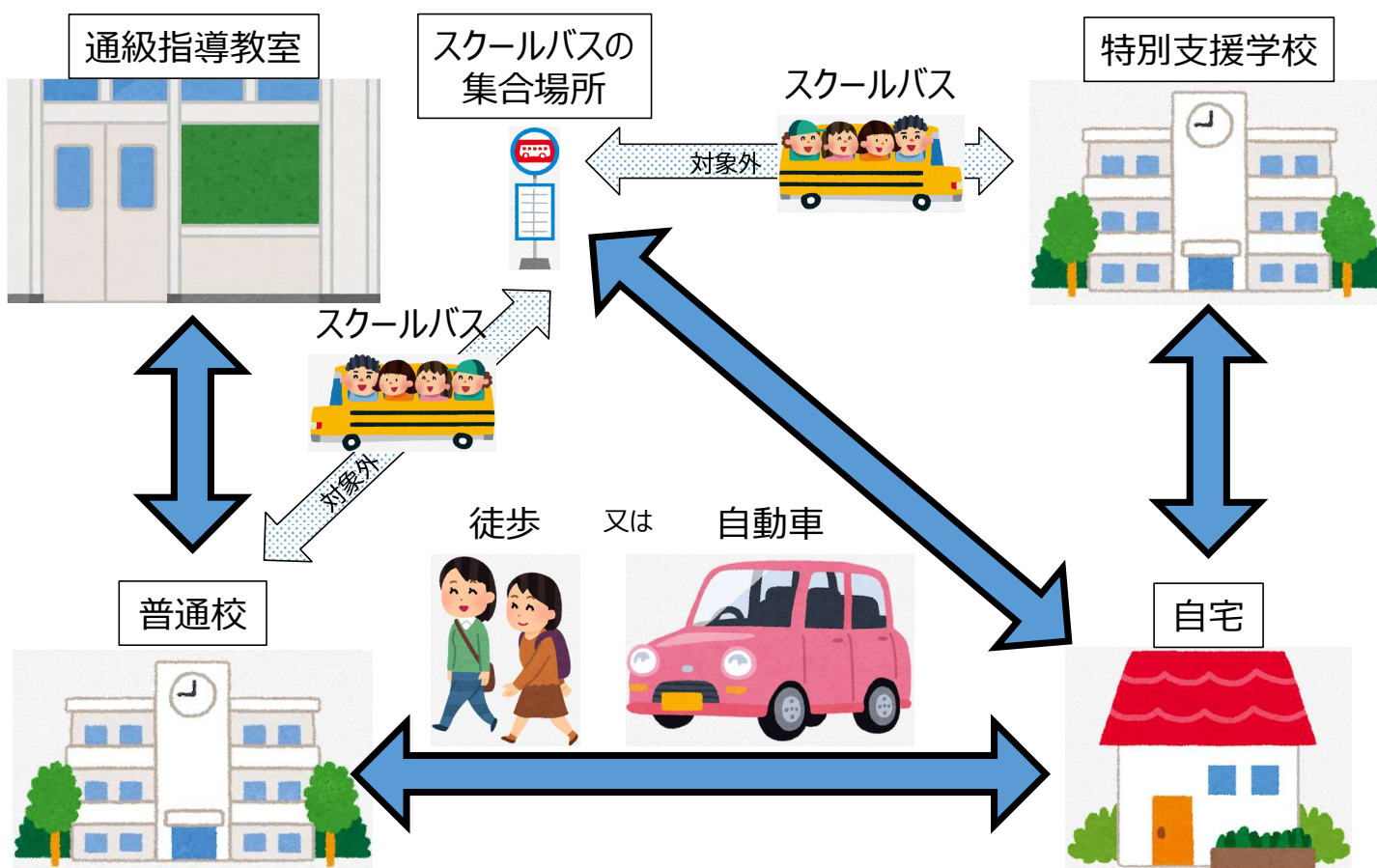
相模原市
R7. 4時点

- 屋外での移動に大きな困難がある障害児の通学を対象とする外出支援について、令和7年度にモデル事業を実施（市単）
- なお、買い物、余暇活動、冠婚葬祭等については、現在実施している移動支援事業（ガイドヘルプサービス）で対応可能（通学等は対象外）。費用負担は国1/2、県1/4、市1/4

※ただし、通学のための訓練の場合又は通常送迎している家族が病気となった場合、3か月を上限としてガイドヘルプサービスを利用可能

事業イメージ

- 18歳以下（幼稚園、保育園、大学、児童クラブ及び放課後デイ、私立学校等への送迎は対象外）
- 視覚障害、全身性障害、知的障害（A1・A2）又は精神障害（1級）
- 就労など、保護者が常時送迎できない状況
- 医療的ケアを要する児童・生徒は対象外
- 移動支援事業を参考に報酬を設定
- 自己負担1割（負担軽減あり）
- 利用上限は40時間／月
- 令和7年度はモデル事業（7月開始予定）
（中央区に在住の児童・生徒）



※今後の検討状況によっては、内容を変更することがあります。

※本資料の作成に当たっては、フリー素材「いらすとや」を利用しております。